

平成19年度 水田農業構造改革交付金 産地づくり計画書

犬山地域水田農業推進協議会

1. 共通事項

(1) 本協議会の範囲

犬山市

(2) 助成の対象となりうる水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれていない田本地面積であるかどうか。）8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

本協議会による現地確認、又は農業共済組合から提供された情報

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合においては、交付金額の最も高い作物で1年1作物について助成する。

(6) その他共通事項

市外に所有する水田であっても、生産調整方針参加農業者は、その水田を助成対象水田として認める。

2. 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位:円)

| | | 都道府県協議会からの配分額 | 活用額 | | | | |
|-------------|---------|---------------|-----------|-------------|------------|------------|-----------|
| | | | 産地づくり事業 | 産地づくり特別加算事業 | | 稲作構造改革促進事業 | 担い手集積加算事業 |
| | | | | 稲作構造改革促進事業分 | 担い手集積加算事業分 | | |
| 産地づくり交付金 | | 4,071,000 | 4,071,000 | | | | |
| 稲作構造改革促進交付金 | 基本部分 | | | | | | |
| | 担い手集積加算 | | | | | | |
| 計 | | 4,071,000 | 4,071,000 | | | | |

<記入上の注意>

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：ha、円、円/10a)

| 用途の分類 (記号番号) | 助成金の用途の名称 | 助成対象面積 | 活用額 | | | | 計 | 助成単価 | 支払時期 | 備考 | |
|-----------------|--------------------------------------|--------|-----------|-------------|---------------|------------|-----------|--------|------|----------------------|-----------|
| | | | 産地づくり事業 | 産地づくり特別加算事業 | | 稲作構造改革促進事業 | | | | | 担い手集積加算事業 |
| | | | | 基本部分からの活用額 | 担い手集積加算からの活用額 | | | | | | |
| 711 | 土地利用型助成(4ha以上の団地化又は土地利用の担い手への集積をした麦) | 5.6 | 3,361,000 | | | | 3,361,000 | 60,000 | 3月 | 5.6ha × 60,000円 /10a | |
| 111 | 景観形成作物助成 | 7.1 | 710,000 | | | | 710,000 | 10,000 | 3月 | 7.1ha × 10,000円 /10a | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | 米価下落等の補てん(基本部分) | | | | | | | | | | |
| | 米価下落等の補てん (担い手集積加算) | 当年度分 | | | | | | | | | |
| | | (前年度分) | | | | | | | | | |
| | 計 | | 4,071,000 | | | | 4,071,000 | | | | |

<記入上の注意>

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等
各用途ごとの内容等

| | |
|-----------|---|
| 助成金の用途の名称 | 土地利用型助成 |
| 分類 | 711 |
| 具体的内容 | 麦(4ha以上の団地化又は土地利用の担い手への集積をした場合のみ)を作付けした場合、農業者に対して、助成する。 |
| 効果 | 水田における土地利用型作物(麦)を効率的に低コスト生産の推進に資する。 まとまったほ場で計画的に生産することにより犬山地域水田農業ビジョンに掲げた作物作付けの目標達成に資する。 効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、地域内の良好な水田環境の保全に資する。 |
| 助成要件 | 交付対象者 ・協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては、3 |

以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)以下「農業者等」という。)

・法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食糧局長通知。以下「生産調整方針要領」という。))第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出を納付している者であることとする。

・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。

・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても水稻の作付け(生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象者となりうる。

・水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15「生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。)第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。

・土地利用の担い手への集積における助成対象は、犬山地域水田農業ビジョンで定める担い手とする。

対象作物

対象とする作物は、麦とする。

規模要件

団地化における助成は、4ha以上の団地を構成していること。連担していることの判定に当たっては、作付状況をほ場位置図に記し、概ね一団(大型機械の往来に支障が無く作業が一体的に出来る)となっていることをもって行うものとする。

土地利用の担い手への集積における助成は、当該農業者自らにより、2以上(耕起・播種・収穫)の主要作業が実施されている対象作物に係る助成水田における作業面積が4ha以上であること。

その他の要件

当該年度に水稻の作付け(生産調整方針要領第6の2に定めるところにより生産目標数量の外数として扱われるものを除く。)を行わない水田に麦が作付けされていること。

通常の栽培管理が行われていること。

| | |
|---------|---|
| 確認方法 | <p>作付面積及び規模の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 団地化、土地利用集積の確認 ほ場位置図、作業受委託契約書及び現地見回り（確認日 4月1日～5月31日） 通常の栽培管理が行われていることの確認 現地見回り（確認日 4月1日～5月31日） 水稲の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日 7月1日～8月31日） 担い手農家の確認 犬山地域水田農業ビジョン その他の確認 作業委託等の場合、受委託契約書の写し</p> |
| 助成水準 | 10アール当たり60,000円以内 |
| 単価調整の方法 | <p>ただし、土地利用型助成に係る費用の合計（A）が県協議会からの助成総額の83%（B）を上回ることが、営農計画をとりまとめた結果、明らかになった場合は、次の式により単価調整を行うものとする。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × B / A</p> |

| | |
|-----------|---|
| 助成金の使途の名称 | 景観形成作物助成 |
| 分類 | 111 |
| 具体的内容 | 景観形成作物を作付けした場合、農業者に対して助成する。 |
| 効果 | <p>景観形成作物の作付けは、市民への「やすらぎ」「うるおい」の提供し、犬山地域水田農業ビジョンの目標達成に資する。</p> <p>景観形成作物の作付けは、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>水田における景観形成作物の作付けにより、農村景観の向上につながり、良好な水田環境の保全に資する。</p> |
| 助成要件 | <p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）。 ・法人格を有しない生産集団に交付する場合にあつては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食糧局長通知。以下「生産調整方針要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積 |

| | |
|---------|---|
| | <p>を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っており、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出を農夫している者であることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。 ・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象者となりうる。 ・水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15「生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。 <p>対象作物</p> <p>対象とする景観形成作物は、ナノハナ、ヒマワリ、コスモス、花ショウブ、スイセン、ケイトウ、レンゲ、マリーゴールドとする。</p> <p>その他の要件</p> <p>当該年度に水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定めるところにより生産目標数量の外数として扱われるものを除く。）を行わない水田に景観形成作物が作付けされていること。</p> <p>通常の栽培管理が行われていること。</p> <p>景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。</p> |
| 確認方法 | <p>作付面積の確認</p> <p>実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>景観形成作物が作付けされていることの確認</p> <p>現地見回り（確認日 ナノハナ、スイセン、レンゲは、4月1日～5月31日 その他景観形成作物は、7月1日～8月31日）</p> <p>通常の栽培管理が行われていること、水稻の作付けが行われていないことの確認</p> <p>現地見回り（確認日 7月1日～8月31日）</p> <p>その他の確認</p> <p>作業委託等の場合、受委託契約書の写し。</p> |
| 助成水準 | 10アール当たり10,000円以内。 |
| 単価調整の方法 | <p>ただし、土地利用型助成に係る費用の合計（A）が県協議会からの助成総額の17%（B）を上回ることが、営農計画をとりまとめた結果、明らかになった場合は、次の式により単価調整を行うものとする。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × B / A</p> |

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

| 用途の区分 及び用途の名称 | 作物等区分 | 員数 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--|--------|-------|-----------------|-----|-----------------|
| 大幅な超過達成に対する助成 地域特例作物の振興に対する助成 その他意欲的な生産調整の取組に関する用途 | 景観形成作物 | 7.1ha | 10,000 円/10a | 710 | 7.1×100 =710 |

(2) 用途ごとの内容

| | |
|-----------|---|
| 助成金の用途の名称 | その他意欲的な生産調整の取組に関する用途 |
| 作物等区分 | 景観形成作物 |
| 具体的内容 | 当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。 |
| 効果 | 米の生産調整を推進する上で有効であり、地域における景観の形成に寄与することができる。 |
| 助成要件 | <p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。） ・法人格を有しない生産集団に交付する場合にあつては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食糧局長通知。以下「生産調整方針要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出を農夫している者であることとする。 ・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となりうる。 ・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第828号農林水産省総合食料局長通知。以 |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象者となりうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。)第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における景観の形成に寄与するものとして、地域水田農業ビジョンに載せてあるナノハナ、ヒマワリ、コスモス、花ショウブ、スイセン、ケイトウ、レンゲ、マリーゴールド ・当該年度に水稲の作付け(生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。)を行わない水田1枚を単位として作付けられており、通常の状態で作付けされていること。 ・本助成金は、地域協議会助成事業の交付金の交付対象が景観形成作物であった場合も重複して交付できるものとする。 ・助成要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。 |
| <p>確認方法</p> | <p>作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 景観形成作物が作付けされていることの確認 現地見回り(確認日 ナノハナ、スイセン、レンゲは、4月1日～5月31日 その他景観形成作物は、7月1日～8月31日) 通常の栽培管理が行われていること、水稲の作付けが行われていないことの確認 現地見回り(確認日 7月1日～8月31日) その他の確認 全作業委託等の場合、受委託契約書の写し。</p> |
| <p>助成水準(助成額の算定方法)</p> | <p>10アール当たり10,000円以内。</p> |
| <p>単価調整の方法</p> | <p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 40,000千円 / 交付申請額合計 × 10,000円</p> |

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

| 都道府県から市町村への需要量に関する情報 | 市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計 | |
|----------------------|---------------------------------|-----------|
| | | 生産数量目標の補正 |
| 2,006 | 2,006 | |
| 合計 | 2,006 | |

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

| 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報 | 第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計 | |
|--------------------------|-------------------------------------|-----------|
| | | 生産数量目標の補正 |
| 2,006 | 2,006 | |